

平成21年度静岡県産業別最低賃金の改正決定について

静岡労働局(局長 新宅 友穂)は5件の静岡県産業別最低賃金について、静岡地方最低賃金審議会(会長 居城 舜子)からの答申に基づき、下表のとおり引き上げを決定し本日(11月18日)までに官報に公示した。改正される産業別最低賃金は12月27日に効力が発生する。

静岡県内のすべての労働者に適用される静岡県最低賃金については、2円引き上げの時間額713円で10月26日から効力が発生している。

パルプ・紙・加工紙製造業最低賃金については改正は無い。

【静岡県産業別最低賃金一覧表】

最低賃金の名称(産業名)		現行金額 (時間額)	改正金額 (時間額)	引上げ 額	効力 発生日
タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴム ホース、工業用ゴム製品製造業		774円	776円	2円	平成21年 12月27日
鉄鋼、非鉄金属製造業		801円	804円	3円	
はん用機械器具、生産用機械器具、業 務用機械器具、輸送用機械器具製造業		811円	815円	4円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業		784円	788円	4円	
各種商品小売業		766円	769円	3円	
参 考	静岡県最低賃金	711円	713円	2円	平成21年 10月26日
	パルプ・紙・加工紙製造業	日額	5,952円		平成10年 12月31日
時間額		744円			